帰還困難区域(大熊町)に居住し、同町内で勤務していたが、原発事故の影響により勤務先が閉鎖されたために解雇され、平成24年に他所に再就職した申立人について、原発事故当時の収入の6割相当額から再就職先での収入を控除した残額につき、平成29年8月分までの就労不能損害が賠償された事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)において、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。) について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばない ことを相互に確認する。

記

- 損害項目: 就労不能損害
- · 損害期間: 平成28年9月1日~平成29年8月末日
- 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金44万9152円の支払義務があることを認める。

3 支払方法 (省略)

4 清算条項

申立人及び被申立人は,第1項に掲げる損害項目(同項記載の期間に限る。) について,以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき,本和解の効力が及ばず,申立人 が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対し て別途請求しない。
- 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)・押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。 平成30年7月12日

(仲介委員 髙橋一郎)